

(資料3)

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）の素案の叩き台の  
概要の項目

- 1 行政機関
- 2 特定秘密の指定
  - (1) 指定に伴う措置
  - (2) 指定の有効期間の満了に伴う措置
  - (3) 指定の有効期間の延長に伴う措置
  - (4) 指定の解除に伴う措置
- 3 特定秘密の保護措置
  - (1) 指定をした行政機関
  - (2) 都道府県警察
  - (3) 適合事業者
  - (4) 特定秘密の提供を受ける他の行政機関
  - (5) その他公益上の必要による提供を受ける者
- 4 特定秘密の取扱者の制限
- 5 適性評価
- 6 その他